

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 後期高齢者医療 高額介護合算療養費支給申請のお知らせ

◆支給対象者

後期高齢者医療制度に加入している方で医療保険と介護保険の自己負担額(注)の両方の支払いをした方が支給の対象となります。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算します。

◆対象期間

平成30年8月1日から令和元年7月31日まで(毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。)

◆支給額

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額(表)を超えた場合に、その超えた額が支給されます。

ただし、超えた額が500円以下の場合は支給対象となりません。

◆支給申請

支給を受けるには必ず申請が必要となります。

なお、支給の要件に該当すると思われる世帯には、令和2年2月下旬(予定)に青森県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」をお送りします。お知らせが届いた方は担当窓口申請してください。(表)

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得者Ⅲ	212万円
現役並み所得者Ⅱ	141万円
現役並み所得者Ⅰ	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

低所得Ⅱ：世帯員全員が住民税非課税の方

低所得Ⅰ：世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の方

(注)自己負担額は支払った額から高額療養費や高額介護(予防)サービス費を除いた額です。

○申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・高額介護合算療養費・高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請について(お知らせ)
- ・個人番号(マイナンバー)がわかるもの(通知カードまたは、個人番号カード)
- ・本人確認書類(官公庁発行、発給の顔写真付き身分証明書等)
- ・印鑑(認印) ・通帳(または通帳のコピー)等口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなっている場合は受領申立書の提出が必要です。(事前に提出した場合は不要です。)

※被保険者以外の方が申請又は受領する場合は委任状が必要です。

※被保険者以外の方が申請する場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの(コピー可)、申請者の本人確認書類等が必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。

※重度心身障がい者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。

※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険に加入歴があり、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

※成年後見人が申請される場合、登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)をお持ちください。

問合せ先：青森県後期高齢者医療広域連合(☎017-721-3821)

東通村税務住民課国民健康保険グループ(☎0175-27-2111)